

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領

令和 3 年 3 月 11 日
内閣府特命担当大臣決定
令和 6 年 4 月 1 日
最 終 改 正

1 趣旨

「障害者週間」の実施に伴い、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」（平成元年 4 月 18 日内閣総理大臣決定）に基づき、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し表彰するものである。

2 募集テーマ

(1) 「心の輪を広げる体験作文」

出会い、ふれあい、心の輪 ―障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう―

(2) 「障害者週間のポスター」

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

3 応募資格

(1) 「心の輪を広げる体験作文」

小学生以上

(2) 「障害者週間のポスター」

小学生及び中学生

4 募集の方法

(1) 「心の輪を広げる体験作文」

① 作文の題名（タイトル）及び内容

作文の題名（タイトル）は、自由とする。

また、作品内容は、障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。

なお、応募は、未発表のもの 1 編に限る。

② 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の 4 区分とする。

③ 制限字数、用紙の様式等

内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

(2) 「障害者週間のポスター」

① 作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。

また、作品内容は、障害者に対する国民の理解の促進等に資するものとし、障害のある人となない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。

なお、応募は、未発表のもの 1 点に限る。

② 募集の区分

小学生区分及び中学生区分の 2 区分とする。

③ 規格、画材等

内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

5 募集期間

内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

6 作品の選定方法等

(1) 都道府県又は指定都市は、応募作品について審査の上、区分ごとに推薦作品 1 つを選定し、内閣府政策統括官(共生・共助担当)付障害者施策担当が指定する先へ提出する。

(2) 推薦作品の提出期限は、内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

(3) 都道府県又は指定都市から推薦された作品は、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当する者(内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当するものが置かれていないときは、内閣官房長官。以下「担当大臣」という。)が、「心の輪を広げる体験作文」については、小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の 4 区分ごとに最優秀賞 1 編、優秀賞 3 編及び佳作 5 編程度を、「障害者週間のポスター」については、小学生区分及び中学生区分の 2 区分ごとに最優秀賞 1 点、優秀賞 1 点及び佳作 5 点程度を、外部有識者の意見を聴いた上で、それぞれ選定する。

なお、より多くの者に受賞の機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれも、過去を通して入賞は一度限りとする。

(4) 外部有識者から意見を聴くに当たり必要な事項は、内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

(5) 入賞者に対しては、内閣府から都道府県又は指定都市を通じて通知する。

7 表彰

最優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては内閣府政策統括官(共生・共助担当)からの表彰楯を贈るものとする。

8 著作権等

内閣府へ推薦された作品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)その他一切の権利は、内閣府に帰属するものとする。

また、作者(応募者)は、推薦された作品について、内閣府及びその指定した第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

9 入賞作品の活用

(1) 入賞作品については、作品集を作成し全国に配布するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全国的な啓発広報に活用する。

また、「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品は、内閣府が作成する広報用ポスターの原画等として使用する。

- (2) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

10 その他

- (1) 作品の応募において不正等が発覚した場合、内閣府は事後に推薦の受付及び入賞を取り消すことがある。
- (2) 本事業を行うに当たり、その他必要な事項は内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。